

茨城県介護員養成研修事業に係るQ & A

(申請等)

Q

要綱中「介護員養成研修事業に係る申請等フロー」に記載されている各申請・届出の提出期限は必着か。

A

お見込のとおり。要綱に定めのある期限までに、必要書類を揃えて、県の担当課へ届くように提出すること。

(通信)

Q

通信における添削課題について、科目ごとに問題の数などの取り決めはないのか。

A

課題はカリキュラムの内容を網羅するものであり、各科目5題以上課題を設定すること。そのうち論述式の課題を含むことが望ましい。

参照：第3章6（2）課題の設定について

Q

課題の提出期限はあるのか。

A

修了試験実施前までに全ての課題が提出されるよう設定すること。

Q

面接指導の時間数はカリキュラム外に改めて設定するのか。

A

面接指導は、受講生からの質疑に対する応答や、課題の添削により評価水準に達していないと判断された受講生に対して適宜行うことを求めるものである。したがって、あらかじめ時間数を具体的に定めておくことは適当ではない。

(実習)

Q

実習を導入する場合、130時間のカリキュラムの外で実施するのか。また、その際、実習の実施報告を提出することになるのか。

A

130時間の内・外のいずれでも実施可能である。ただし、いずれの場合であっても、実習部分について研修カリキュラム（様式8）・実習施設設置者承諾書及び利用計画書（様式11）を作成し、研修指定申請書とともに提出すること。

研修終了後は、実習に関して個別に報告書を作成する必要はないが、実績報告書（様式15）に添付する出席簿（様式16）に実習実施日及び施設等の記述すること。

Q

実習を実施する際、設定する時間数や上限は決められているのか。

A

時間数は32時間を上限とする。

参照：茨城県介護員養成研修指定基準及び運営指針 別紙5

Q

実習を行う場合は見学のみでも可能か。また、見学を実施している時間を科目の履修時間から差し引いてもよいのか。

A

実習は見学のためのほか、介護実習・業務実習を取り入れた実施も可能である。また、実習がカリキュラムの内容に該当する場合は、科目の履修時間（130時間）の中にも含むことも可能である。

Q

実習及び見学の際には健診等は必要か？

A

要綱（※1）において特段の定めはないが、実習先の施設等と適宜調整されたい。

(補講)

Q

補講を実施する際、「振り返り」の後に実施することは可能か。

A

「振り返り」の前に補講も修了していることが望ましい。

Q

受講生の都合によりあらかじめ来られないことが確定している授業日の前に、補講を受けさせることは可能か。

A

不可。補講は病気等やむを得ないと認められる場合の救済措置である。欠席した際に理由を確認し、補講の手続きを取ること。

Q

補講を受ける者から、別途受講料を徴収することは可能か。

A

可能である。ただし、研修指定申請もしくは変更承認申請の際、学則にあらかじめ補講のための受講料が別途発生することやその金額について定め、受講案内等で事前に周知をすること。

Q

県外で事業者指定を受けて実施されている研修の受講者が県内で事業者指定を受けて実施されている研修で補講を受けることは可能か。

A

不可。他の事業者に補講を依頼する場合、茨城県で指定を受けている事業者の、県内の研修に限る。

(修了評価)

Q

評価については、修了評価と「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」における評価の2回実施すればよいのか。また、9の評価方法は「介護技術を適用する各手順のチェックリスト形式による確認等」とあるが、チェックリストを作成し、それにより講師が確認すればよいのか。改めて評価の時間を作る必要があるのか。

A

お見込のとおり。修了評価は2回行う。研修科目9の評価方法については、カリキュラムの時間のなかで技術の習熟度のチェックを行うことで足り、別途カリキュラム外に評価の時間を設ける必要はない。

Q

修了評価のための筆記試験を「振り返り」の前に行うことは可能か。

A

不可。全科目履修後に筆記試験を行うこと。

参照：茨城県介護員養成研修事業指定基準及び運営指針第3章2（1）

Q

修了評価のための筆記試験を補講の受講前に受けさせることは可能か。

A 不可。全科目履修後に筆記試験を行うこと。

Q

評価は、修了評価と「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」における評価の2回を実施すればよいのか。

A

お見込みのとおり。

Q

「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」の「6～11の内容における各技術の演習及び「14. 総合生活支援技術演習」においては、一連の演習を通して受講者の技術度合いの評価（介護技術を適用する各手順のチェックリスト形式による確認等）を行うこと」とあるが、これは事業者がチェックリストを作成し、それにより講師が確認すればよいのか。評価のための時間を改めて別に設ける必要はないと考えてよいのか。

A

お見込みのとおり。

Q

修了評価表の記入例はあるのか。

A

要綱中に参考としてお示ししているので参照されたい。

参照：茨城県介護員養成研修指定基準及び運営指針 参考1-1、参考1-2

Q

筆記試験の問題は提出するのか。

A

介護員養成研修事業者指定申請を行う際に、解答等と併せて提出すること。実績報告時に再度提出する必要はない。

(その他)

Q

修了者名簿は永久保存とあるが、介護員養成研修事業を廃止することになった場合はどのようにすればよいのか。

A

修了者名簿は「永久保存」と規定していることから、介護員養成研修事業廃止以降も保存し、修了者からの修了証明書に係る問合せ、再発行等に対応することとなる。

法人自体が存続せず、他の事業者を引き継ぐ場合は、茨城県で指定を受けている事業者を引き継ぐこと。なお、引継ぎ先を県に報告すること（様式任意）。